

お知らせ

鳥獣被害防止対策に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

| 事業名 | 事業内容 | 補助率 |
|---------------|---|--|
| 被害対策用ネット等設置事業 | 原則として、市内在住者が市内に所有する水田・畑の農作物をイノシシなどから守るための金網・ネット・電気柵などを設置する経費に対して補助します（材料費のみ、対象外あり）。 | 事業費（他の補助金を控除した額）の1/2以内 補助金限度額 20万円 |
| 狩猟免許等取得補助事業 | 狩猟免許を新規に取得し、積極的に有害捕獲活動をする意思がある市内在住者に対して経費を補助します。 | 事業費（他の補助金を控除した額）の2/3以内 受益戸数2戸以上の場合で、一体的に整備する場合のみ対象 補助金限度額 30万円 |
| 駆除用器具等購入補助事業 | 市内在住の有害捕獲許可者などがくりわな、箱わななどを購入する経費を補助します。 | 事業費の1/2以内（限度額あり） |

【三豊市農林水産振興事業】
イノシシ・アライグマ・ニホンザルなどによる農業被害防止対策として、鳥獣被害防止対策の補助金を交付します。

購入後の申請は受け付けできません。補助金の交付を希望する人は、必ず事前ににご相談ください。なお、予算がなくなり次第終了します。

申し込み期限 令和3年1月29日（金）

【地域ぐるみ鳥獣被害防止対策事業】
地域ぐるみで組織的に「侵入防止柵の整備」「鳥獣捕獲」「鳥獣被害対策勉強会」の全ての活動を行い、継続して鳥獣被害対策を実施する中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金の協定集落および農家を含む自治会を支援します。

事業実施には条件がありますので、希望される場合は、事前にご相談ください。

●集落防護柵設置
侵入防止柵の設置に対する資材費を補助します。

●補助率 事業費の10/10（年度上限補助金額100万円）

●地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策
補助率 事業費の1/2（年度上限補助金額50万円）

対象経費 捕獲器材、追払機材の導入

事業計画提出期限 11月30日（月）



▲ワイヤーメッシュ柵



▲電気柵

お知らせ

4月2日～8日は発達障害啓発週間です

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

| 相談窓口 | |
|----------------|---------------|
| 福祉課 | ☎73-3015 |
| 学校教育課 | ☎73-3011 |
| 保育幼稚園課 | ☎73-3031 |
| 子育て支援課 | ☎73-3016 |
| 香川県発達障害者支援センター | ☎087-866-6001 |
| アルプスカがわ | ☎087-866-6001 |
| 香川県ふじ園相談支援センター | ☎0877-983163 |



いろいろな「苦手」があつて日々の生活や勉強、仕事での皆さんの「困り感」を持つている人たちがいます。努力が足りないわけでも、親のしつけができていないわけでもありません。もともと生まれ持った性質なので、周囲の気づきと正しい理解や適切なサポートが必要です。気になることがある人や家族のことで困っている人は、お気軽にご相談ください。

お知らせ

住宅の耐震対策を支援します

▶問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の所有者または居住者が耐震対策を実施した場合に、一定の助成を行います。

耐震対策には、地震に対する住宅の耐力を判定する「耐震診断」と、その耐震診断に基づいて計画された耐震補強を行う「耐震改修」があります。

対象者
対象となる住宅の所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人

対象となる住宅
・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（居住部分が2分の1以上のもの）
・耐震対策を行った後も居住の場として利用されるもの
・耐震改修工事などについては、事前に行った耐震診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があるものとされたもの
・建築基準法の規定に基づく違反がないこと
・過去に同一事業の補助を受けていないこと



【注意】申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。

各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、申請の前に申込書を建築住宅課へ提出してください。

耐震診断は、耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行うものです。

耐震改修の施工は、県内に営業所を設けている事業者に限ります。

リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象となります。

予定件数に達し次第、受け付けを締め切ります。

＜対象となる耐震対策＞

| 項目 | 補助金額 |
|-------------|------------------|
| 耐震診断 | 費用の90%を補助（上限9万円） |
| 耐震改修工事 | 費用の90万円まで全額補助 |
| 簡易な耐震改修工事 | 費用の50万円まで全額補助 |
| 耐震シェルター・ベッド | 費用の20万円まで全額補助 |

※借家も対象となる場合があります。詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

お知らせ

危険なブロック塀の撤去に補助金を交付します

▶問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

地震発生時の避難路の確保や道路通行者の安全を確保するため、既存の危険なブロック塀を撤去する費用の一部を補助します。

対象者
危険なブロック塀などの所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人（個人または法人）

対象となるブロック塀
市内に設置されたブロック塀などで、次の条件を全て満たすもの

- ① 一般に利用されている道に面しているもの
- ② 道路面からブロック塀の頂部までの高さが1.2mを超えるもの
- ③ 建築住宅課が定める点検項目中、不適合箇所が1カ所以上あるもの
- ④ 倒壊した場合に、道路の通行の妨げや危険を及ぼすもの

対象となる工事
・道路に面したブロック塀などを撤去する工事
・令和3年1月末までに撤去が完了する工事

※他にも要件がありますので、事前にお問い合わせください。

補助金額
ブロック塀の撤去および処分に必要な費用の80%（上限16万円）

【注意】申請前に既に撤去したり、工事着手した場合は、対象になりません。

・予定件数に達し次第、受け付けを締め切ります。

・本事業は令和2年度で終了します。